

公 告 第 8 2 4 号
令和 3 年 3 月 1 日

被 保 険 者 各 位

東海地区石油業健康保険組合
理事長 山本 浩嗣



公 告 事 項

組合規約の一部変更に関する件

組合規約の一部について、下記のとおり変更するので、健康保険法施行令第3条第2項により公告します。

記

組合規約を別紙新旧条文対照表のとおり変更する。

附 則

(施行期日)

上記規約に係る変更は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

東海地区石油業健康保険組合規約新旧条文対照表

東海地区石油業健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
<p>(互選議員の選挙の管理)</p> <p>第9条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。又、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。</p> <p>2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。</p> <p>3 選挙長は、選挙会の開閉、<u>投票</u>、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。</p> <p>4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。</p> <p>5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。<u>ただし</u>、第8条第1項<u>ただし書</u>の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。</p>	<p>(互選議員の選挙の管理)</p> <p>第9条 互選議員の選挙においては、選挙長をおこななければならない。又、2以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおこななければならない。</p> <p>2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。</p> <p>3 選挙長は、選挙会の開閉、開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。</p> <p>4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。</p> <p>5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。<u>但し</u>、第8条第1項<u>但し書</u>の規定により投票を行わない場合においてはこの限りではない。</p>
<p>(当選人)</p> <p>第10条 選挙の結果、多数の投票を得た者から<u>順次定数に達するまでの者を当選人とする</u>。<u>ただし</u>、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項<u>ただし書</u>の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。</p>	<p>(当選人)</p> <p>第10条 選挙の結果、<u>最多数の投票を得た者をもって当選人とする</u>。<u>但し</u>、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項<u>但し書</u>の規定により投票を行わない場合においては、当該議員候補者をもって当選人とする。</p>
<p>(会議録の作成)</p> <p>第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p>	<p>(会議録の作成)</p> <p>第22条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。</p>

<p>(1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数</p>	<p>(1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名(数)、選定議員の氏名(数)、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名(数)、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数</p>
<p>(理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票による選挙により行わなければならない。</p>	<p>(理事、理事長及び監事の選挙) 第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。</p>
<p>(職員) 第41条 この組合に必要な職員(事務長その他)をおき、理事長がこれを任免する。 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。</p>	<p>(職員) 第41条 この組合に(事務長その他)必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。</p>
<p>(組合員の範囲) 第42条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。 (1) 石油製品を販売することを主たる業とする事業所 (2) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項又</p>	<p>(組合員の範囲) 第42条 この組合は、全国に所在する次の各号に掲げる業種の事業所の事業主及びその事業所に使用される被保険者(その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第3条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。)を組合員の範囲とする。 (1) 石油製品を販売することを主たる業とする事業所 (2) 組合の設立事業所との間で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)の規定に基づき定められている財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項又</p>

<p>は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所</p> <p>(3) 石油製品を販売することを主たる業とする事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする団体の事務所</p> <p>(4) 東海地区石油業健康保険組合の事務所及び愛知県石油厚生年金基金の事務所</p>	<p>は第5項に規定する「親会社」、「子会社」又は「関連会社」と同様な関係にある事業所</p> <p>(3) 石油製品を販売することを主たる業とする事業所の事業主又は従業員を主たる構成員とする団体の事務所</p> <p>(4) 東海地区石油業健康保険組合の事務所及び愛知県石油厚生年金基金の事務所</p>
<p>(標準報酬)</p> <p>第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項、<u>法第43条第1項</u>、43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p>	<p>(標準報酬)</p> <p>第43条 被保険者の報酬月額につき法第41条第1項、法第42条第1項、法第43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項規定により算定することが困難であるとき、又は法第41条第1項、法第42条第1項<u>法第43条第1項</u>、43条の2第1項若しくは法第43条の3第1項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。</p>
<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) 郵便貯金</p> <p>(2) <u>臨時金利調整法(昭和22年法律第181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</u></p> <p>(4) 国債又は地方債</p> <p>(5) <u>政府保証債又は金融債</u></p>	<p>(準備金の保有方法)</p> <p>第47条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。</p> <p>(1) <u>銀行への貯金又は郵便貯金</u></p> <p>(2) <u>信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(運用方法を特定するものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>公社債投資信託の受益証券の取得(外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。)</u></p> <p>(4) <u>国債証券又は地方債証券の取得</u></p> <p>(5) <u>特別の法律により法人の発行する債</u></p>

<p>(6) <u>担保付社債</u></p> <p>(7) <u>抵当証券</u></p> <p>(8) <u>コマーシャルペーパー</u></p> <p>(9) <u>社会保険診療報酬支払基金への委託金</u></p> <p>(10) <u>健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金</u></p> <p>(11) <u>法第150条の規定による施設である土地及び建物</u></p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号から第12号の方法によって保有しなければならない。</p>	<p><u>券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得</u></p> <p>(6) <u>償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得</u></p> <p>(7) <u>抵当証券の取得</u></p> <p>(8) <u>コマーシャルペーパーの取得</u></p> <p>(9) <u>社会保険診療報酬支払基金への委託金</u></p> <p>(10) <u>健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金</u></p> <p>(11) <u>組合間の共同事業として実施する高額医療費及び出産費に係る貸付事業に対する出資金</u></p> <p>(12) <u>法第150条の規定による施設である土地及び建物の取得</u></p> <p>2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号から第12号の方法によって保有しなければならない。</p>
<p>(施設の利用等)</p> <p>第53条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への<u>補助の方法及び額</u>は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>(施設の利用等)</p> <p>第53条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。</p> <p>2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への<u>補助の補助方法及び補助額</u>は、組合会の議決を経て別に定める。</p>